

令和 5 年度政府予算概算要求に向けた個別要望事項

健保組合は、自主・自立の精神のもと、加入者への保険給付を行うだけでなく、健康づくり・疾病予防にも取り組み、世界に誇るべき我が国の国民皆保険制度の中核・けん引役としての役割を担っています。

本年は、大正 11 年(1922 年)に健康保険法が公布されてから 100 年となる節目の年です。100 年の長きにわたり健康保険制度を維持するため、健保組合は制度の発展に大きく寄与してきました。「次の 100 年」に向けて、国民皆保険を将来世代に引き継ぐため、健保組合は引き続き尽力して参ります。

しかしながら、現下の健保組合の財政は、高齢者医療制度創設以来、10 年以上にわたる過重な拠出金負担により、極めて厳しい財政状況を強いられ、解散を余儀なくされる組合が続出しかねない危機的状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、令和 4 年度の健保組合予算早期集計では、経常赤字が▲2,770 億円となり、赤字組合の割合が約 7 割にのぼっています。さらに、令和 5 年度に向けては、団塊の世代が後期高齢者となる影響で、拠出金負担の急増が見込まれています。

つきましては、本年度の緊急的な予算対応とともに、令和 5 年度の政府予算編成においては、健保組合の厳しい財政状況、現下の多大な悪影響が見込まれる状況に鑑み、以下の事項について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

1. 高齢者医療のための拠出金負担に対する財政支援措置等 2
2. ICT 化への対応に関する財政支援措置 3
3. 新型コロナウイルス感染症による健保組合の財政悪化に係る支援措置 4
4. 特定健診・特定保健指導およびデータヘルス推進のための措置 . . . 4
5. 社会情勢の変化等に対する施策に伴う負担軽減措置 5
6. 事務費負担金の増額措置 6
7. 新型コロナウイルス感染症に係る職域におけるワクチン接種の取り組みの推進 6

1. 高齢者医療のための拠出金負担に対する財政支援措置等 (継続・拡充)

(1) 拠出金負担等に対する財政支援

令和4年度健康保険組合予算早期集計において、前期・後期拠出金合計で▲5.7%、約2,080億円減(計約3兆4,514億円)となっております。

しかし、今般の負担減少は、新型コロナウイルスへの感染懸念を背景とした受診控えによる2年度医療費の減少が主な要因、つまり一時的・限定的な事象であり、5年度においては医療費の回復による反動が負担増大への懸念材料として考えられます。

さらに5年度は団塊世代の後期高齢者への移行が本格化する人口構造の転換期であり、拠出金への負担増(後期支援金が増加する一方、前期納付金は直ちに減少しない)により、今後は現行の支援では賄えなくなる可能性もあります。

現役世代は、高齢者への拠出金負担に加え、医療費以上の伸びをみせる介護給付費についても負担しており、これ以上の負担増は制度の破綻につながるかねません。制度の維持、全世代型の社会保障を目指すためには、その一翼を担う健保組合の安定運営が不可欠となります。

令和3年6月健保法等改正案の附帯決議においても、「特に財政状況が厳しい健康保険組合に対する財政支援や保険者機能強化支援事業等の推進を図ること」とされています。

上記に鑑み、高齢者医療のための負担に対する財政支援措置を以下の通り要望いたします。

① 高齢者医療運営円滑化等補助金(令和4年度予算額720億円)の継続確保および支援拡充

5年度については、人口構造の転換期であることを踏まえ、拠出金への影響を検証し、その結果に基づく現行の支援にかかる制度の見直しを含む拡充

② 特別負担調整による拠出金負担軽減

負担軽減措置となる保険者の対象範囲拡大および現状の国費100億円の増額、もしくは負担軽減分全額を国費負担とすること

③ 介護納付金負担に対する財政支援等介護納付金の負担軽減措置の導入

(2) 財政窮迫組合に対する支援

指定組合等の財政窮迫組合は、平均年齢の上昇による医療費の増加、高齢者医療への拠出金の増大等により、厳しい財政状況にあります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大などに伴い、不安定な経済情勢が長引き保険料収入の見通しが不透明である一方、医療費はコロナ禍前の水準まで回復傾向にあるため、さらなる財政悪化が予想されます。また、協会けんぽの平均保険料率が当面据え置かれることが見込まれるなどにより、解散のリスクが高まる可能性があります。

つきましては、財政窮迫組合に対する保険給付費等への財政支援に必要な予算額を確保していただくよう要望いたします。

合わせて、令和3年度補正予算で保険者機能強化を目的に確保された「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた健康保険組合に対する財政支援(9.8億円)」については、コロナ禍においても保険者機能を十分に発揮できるよう財政支援の継続を要望いたします。

2. ICT化への対応に関する財政支援措置（継続・拡充）

「オンライン資格確認等システム」を基盤として、今年から医療情報の拡大が、令和5年1月からは電子処方箋システムが稼働する予定です。しかし、オンライン資格確認の導入医療機関等が2割にも満たない現状もあり、健保組合としては負担に見合った効果が得られていません。電子処方箋もシステムが稼働しても医療機関等の利用動向は不透明です。

これらを踏まえ、システムの運用費用については、運用開始とともに保険者負担とすることなく、稼働率が一定程度に達するまでは国庫負担とし、適切な予算を確保するよう、強く要望いたします。特に電子処方箋については、5年1月から実施予定ですが、モデル事業期間が継続し、本格的な稼働とは言えないことも十分踏まえ、予算を確保するよう要望します。

また、令和6年度から第4期特定健康診査等実施計画が開始されるにあたり、5年度においては、制度見直しに基づいたシステム改修が予想されること、及びデータヘルスの集中改革プランに基づいた40歳未満の事業主健診情報管理システムの改修も必要であることから、これらの改修費用に対する予算措置をお願いいたします。

さらに、オンライン資格確認事務等に関する健保組合から支払基金に対する振込手数料負担も増加しています。特に、新生児等の自動的なJ-LIS照会にかかる手数料等については、照会手数料よりも振込手数料の方が多

い実態もあり、支払基金での請求方法の見直しや収納管理システムの改修と、必要な予算の確保をお願いします。

このほか、健保組合業務のデジタル化も課題であり、コロナ禍におけるテレワークに向けた環境整備も求められております。そのため、電子申請の受理、決裁、電子文書保存、監査対応までの一連の業務を見越した健保組合業務における電子化に向けた必要な予算の確保をお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス感染症による健保組合の財政悪化に係る財政支援措置（継続・拡充・本年度分）

新型コロナウイルス感染症は、依然収束が見通せず、予断を許さない状況が続いていますが、新型コロナウイルス感染拡大初期に一時的に減少した医療費は、現在回復傾向にあります。医療費と同様に一時的に減少していた高齢者医療拠出金も令和5年度には大きく伸びる見込みです。

一方、一部業種の健保組合では、コロナ影響により賃金が低下し、保険料収入が大きく落ち込んだままであり、すでに非常に厳しい財政運営を強いられているにもかかわらず、今後、財政悪化に拍車がかかることが予想されます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた健保組合の運営を安定化し、解散を抑止するとともに、保険者機能を十分に発揮できるよう、必要な予算を確保し、支援措置を継続・拡充することを要望いたします。

4. 特定健診・特定保健指導およびデータヘルス推進のための措置（継続・拡充）

（1）特定健康診査・特定保健指導の実施に要する費用補助

健保組合が実施する特定健診・特定保健指導に要する費用補助は、実施率などの実績が伸びるにつれ、交付率が乗じられ大幅に減額されています。国が掲げる第3期の目標（特定健診実施率：単一90%、総合85%・特定保健指導実施率：単一55%、総合30%）達成に向け、市町村国保への国庫負担と同率（3分の1）の補助金予算の確保を要望いたします。

(2) 共同設置保健師等によるデータヘルス・共同保健事業推進に係る費用補助

現在、健保組合はデータヘルス計画の一層の推進（ポータルサイトの運用・改修含む）や、健康経営、コラボヘルスの促進等、政府が掲げる健康寿命の延伸に向け、様々な健康施策を講じております。今後、これら施策の拡充には、高い専門性を有する医療専門職を活用した保健事業の基盤強化が必要ですが、厳しい財政状況により保健師等の専門職を雇用できない健保組合が多く存在します。

また、コロナ禍を背景に ICT を活用したこれまでにない事業展開の必要性が一層高まり、単体の組合では対応が困難な側面も見受けられます。

この状況を踏まえ、本会としては、本部と都道府県連合会の連携による共同設置保健師等を中心とした共同保健事業を推進しております。これら事業の円滑な実施、強化、さらなる拡大に向け、令和 5 年度予算における補助金予算の確保を強く要望いたします。

5. 社会情勢の変化等に対する施策に伴う負担軽減措置 (継続・拡充、新規)

(1) 短時間労働者の適用拡大に対する支援 (継続・拡充)

令和 4 年 10 月、6 年 10 月に実施される短時間労働者の適用拡大について、保険財政への影響度合いは各保険者により異なりますが、短時間労働者を多く雇用する特定の業種・業態の保険者にとっては、その拠出金負担、保険給付費等について、4 年度よりも多大な影響を生じさせることが懸念されます。

令和 4 年度に引き続き、5 年度以降も適用拡大による保険者への影響に対して必要な負担軽減措置の継続、拡充を要望いたします。

(2) 少子化対策推進に対する負担軽減措置 (新規)

少子化対策については、今後より一層推進されるべきと考えますが、推進に伴う現役世代への負担軽減の観点から、保険者への財政影響について十分に注視頂くとともに、必要な財政支援の実施を要望します。

(3) 災害臨時特例補助金（継続）

平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴う東京電力福島原発事故による帰宅困難区域等の住民である被保険者等の一部負担金の減免に要する費用については、減免措置に対する財政支援の段階的な見直しの方針が示されておりますが、経過措置期間の補助金の継続や、そのほか災害時等における必要な財政支援について、その都度配慮するよう要望いたします。

6. 事務費負担金の増額措置（継続・拡充）

健保組合においては、医療費や拠出金等の義務的経費が増加する中で、オンライン資格確認への対応のほか、制度改正対応による業務量の増大等により、事務負担が年々増加しております。

つきましては、健保組合の事業の円滑な運営に向け、事務費負担金予算の増額を要望いたします。

7. 新型コロナウイルス感染症に係る職域におけるワクチン接種の取組みの推進（継続・拡充・本年度分）

新型コロナウイルス感染症の収束に不可欠なワクチン接種については、昨年度から開始されました。

このうち、職域におけるワクチン接種は全体の 1 割強を占め、健保組合も事業主との連携のもと、接種体制を整え効率的かつ効果的に接種事業を進めてきました。特に、健保組合は、職域の加入者における初回接種の割合が最も高いなど、国全体の接種率向上、感染予防・重症化予防等にも寄与し、また、追加接種にも引き続き取り組んでいるところです。

つきましては、今後も現役世代へのワクチン接種事業が継続される場合、職域での取組みに対する財政支援策を引き続き予算措置するとともに、その拡充を要望いたします。

また、職域接種に積極的に取り組む健保組合や、加入者に対してワクチン接種の必要性を周知するなど、接種推進に努力する健保組合に対し、必要な費用の補助を行うなどの財政支援策も合わせて要望いたします。

以上